

2016年11月7日

京都府知事 山田啓二 様

憲法を守り、いのちと暮らし

地域経済を守る府政を

# 2017年度京都府予算 に関する申し入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長 前窪義由紀

## はじめに

国民の大きな反対を押し切った戦争法の強行と具体化、原発再稼働と老朽原発運転延長の推進、TPPや消費税増税、社会保障の解体的改悪、「貧困と格差」の拡大など、国民の命と暮らしを脅かす安倍政権の暴走とその破たんがいつそう明らかとなっています。

悪政のもと、府民の暮らしもあらゆる世代で厳しさが増えています。昨年来、日本共産党府議会議員団が青年のみなさん（LDA-KYOTO）と取り組んできた「若者・学生生活アンケート」では、奨学金を42%の学生が借り、そのうち67%が有利子となっています。79%の学生がアルバイトをし、62%の学生が「ブラックな働かせ方」の経験をしていると答えています。これらは、若者はもちろん、すべての世代と日本の将来にかかわる重大な問題であり、その抜本的な改善はまったなしです。

今年4月～6月期の国内総生産（GDP）でも、個人消費は伸び悩み、企業の設備投資は減少しています。毎年12月に発表される府の税務統計では、資本金10億円以上の大企業は4年でV字回復する一方で、資本金5000万円以下の企業は60%、それ以下の企業は70%を超える企業がこの10年間で赤字決算のままです。

府の非正規雇用は43%に達し、年収300万円以下が34.8%（2013年）と大幅に増加するなど、雇用者報酬は減り続けています。建設や土木に加え、低賃金などによる介護職員や保育士など社会保障を担う人材不足は深刻です。

こうしたもと、2000年度に10.6%であった就学援助の要保護・準要保護の児童・生徒が2014年度には、20.2%とおおよそ2倍となる等、貧困と格差の広がりが、子どもと家庭を直撃しています。また、介護保険制度の改悪や国保料の値上げ、年金の引き下げが高齢者の暮らしと家計に重くのしかかっています。

一方、立憲主義、平和主義、民主主義を求める「市民革命」とも言える国民・府民の共同の輪が全国で広がり変化しています。沖縄の高江のヘリパッドや辺野古基地建設に反対する「オール沖縄」の戦いや原発再稼働に反対する知事の誕生など、国民と市民の運動が政治を動かす新しい流れが広がっています。

いま府に求められることは、憲法の立場で国へしっかりと意見を述べること、府民の各層の切実な要望を踏まえ、府民の命と暮らし、地域経済、憲法を守ることを基本に据えた府政運営です。

日本共産党京都府議会議員団は、こうした現状を踏まえ、2017年度予算編成にあたって、以下の重点要望と各分野別の要望を提案し申し入れるものです。

## 重点要望

### 1 安倍内閣の暴走政治に追従せず、憲法と平和、暮らしを守る府政を

- ①安保法制の発動と明文改憲の動きに反対し、安保法制の廃止、立憲主義の回復を国に強く求めること。
- ②国連での「核兵器禁止条約制定」のための交渉開始決議に、日本政府が反対したことに抗議すること。
- ③京丹後市の米軍レーダー基地の米軍人・軍属による自衛隊福知山駐屯地での実弾射撃訓練計画は、日米地位協定に基づく日米利用施設の拡大であり、京都で第2の米軍基地ができるものである。府は反

対の態度を明確にし、計画の中止を国に求めること。

- ④京丹後市のレーダー基地建設後、米軍関係者との交通事故の多発や騒音など、住民の不安が現実のものとなっている。地域住民の不安、被害の解消へ、迅速な対応をはかることができる体制の整備と基地の撤去を求めること。
- ⑤原発ゼロの決断を行い、関西電力高浜原子力発電所3・4号機の再稼働、および、高浜1・2号機、美浜3号機など老朽原発の稼働延長に反対の態度を明確にし、国と電力会社に求めること。使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設を認めないこと。
- ⑥TPPの大筋合意後も政府は合意の全容や交渉経過も明らかにしていない。農業、雇用、医療、介護、食の安全などが脅かされており、国に対しTPPから撤退をするよう求めること。府内農林水産業への影響試算については、SBS輸入米価格偽装など国の試算の根拠が崩れているもとで府の試算をやり直すこと。
- ⑦アベノミクス不況が広がっている。格差を是正し、暮らしを応援して、経済を立て直すために、「年金カット法案」や、75歳以上の医療費窓口負担の2割への引き上げ、介護保険から要支援者と要介護1、2をはずすことや高額療養費制度の自己負担の上限額の引き上げなど、社会保障の大改悪に反対すること。
- ⑧消費税10%への増税は中止し、大企業や富裕層に適正な負担を求めることで、社会保障財源を確保するよう、国へ求めること。
- ⑨「限定正社員制度」や「残業代ゼロ制度」の導入など、労働法制のさらなる改悪をやめ、残業の上限を法律で規制する労働基準法改正を国に求めること。中小企業を支援しながら最低賃金を1500円以上に引き上げるよう国に求めること。
- ⑩マイナンバー制度の拡大を止め、中止を国へ求めること。
- ⑪文化庁の京都移転は、移転費用やその後の経費も不確定であり、国民や芸術・文化団体の声が届きにくくなるなどの懸念の声が上がっている。国に対し、抜本的な再検討を求めること。

## 2 次代をになう若者への支援 格差の是正・暮らし・雇用対策を強化し京都経済の

### 立て直しを

- ①府として、「ブラック企業・ブラックバイト規制条例」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策などブラック企業、ブラックバイトの根絶へ対策を強化すること。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなどは人権侵害であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強めること。
- ②高すぎる大学の学費引き下げと私学助成の拡充、給付制奨学金の創設、無利子奨学金の拡大などを国に求めること。また、京都府独自に給付制奨学金制度、有利子奨学金に対する利子補給制度の創設をはじめ、奨学金制度の拡充をはかること。
- ③限定正社員やテレワークの導入は、政府が推進する雇用の流動化を進めることにつながりかねない。府の雇用対策として、正規雇用の拡大を行うよう求めること。
- ④京都府の入札制度の改善や公契約条例の制定により、府が発注した工事や委託事業について、下請けで働く末端労働者まで設計労務単価の8割を下回らないよう義務付けること。

- ⑤これ以上の府職員の削減を行わず、計画的な増員で、必要な人員を確保し、広域振興局や土木事務所、家庭支援総合センターなどの体制を強化すること。府の非常勤職員、臨時職員を正規化する計画をもち、すすめること。
- ⑥地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興基本条例」を制定し、中小企業の経営を下支えする設備投資や商店街リフォームなど固定費に対する助成を抜本的に拡充すること。経済波及効果が抜群の住宅リフォーム助成の制度化など、循環型地域経済を促進すること。
- ⑦保育士をはじめ、福祉・介護職員の賃金の大幅な引き上げを国へ求めるとともに、府として民間社会福祉施設職員の処遇改善対策など独自の支援を強化すること。
- ⑧国民健康保険料の重い負担を軽減するため、国に対し、国庫負担の抜本的増額を求めること。国保一元化により市町村の繰り入れを削減しないこと。府として市町村を支援すること。国保法 44 条に基づく医療費窓口一部負担の軽減制度の積極的活用を支援すること。
- ⑨無料低額診療事業実施医療機関への支援と実施医療施設の拡充、公的病院での制度拡充へ支援を行うこと。薬局でも実施できるよう制度改善を求めること。
- ⑩生活保護の老齢加算の復活と引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬期加算を元に戻すよう国へ求めること。

### 3 大型開発や地方切り捨て、自治体業務の「産業化」を止め、市町村を支援し、暮

#### らしを守る本来の役割発揮を

- ①環境破壊をもたらし、地元自治体に過大な負担を強いるリニア新幹線、北陸新幹線舞鶴・学研都市ルートへの延伸、新名神や鳥取豊岡宮津自動車道の延伸、京都駅周辺開発など莫大な国民負担増をもたらす大型公共事業計画は行わないこと。
- ②「京都スタジアム（仮称）」の建設計画の破たんは明確である。新たに建設用地としている亀岡駅北土地区画整理事業用地も、水害問題でもアユモドキ等環境保全対策でもさらに大きな問題があり、建設計画は白紙に戻し再検討をすること。
- ③北山文化環境ゾーンの整備に当たっては、にぎわいやエンターテインメント性の追求でなく、植物園や資料館の本来の役割を発揮できるようにし、専門職員の増員や養成に力を入れること。
- ④新総合資料館（歴彩館）は、地震時のガラスの飛散防止対策や防音対策、吹き抜けからの落下防止対策などを行うこと。貴重な資料の保存と、専門的なレファレンス業務を充実させること。業務の民間委託は行わないこと。総合資料館の跡地活用については府民の声をよく聞くこと。
- ⑤豪雨による河川の氾濫や山崩れなど災害の防止対策を抜本的に強化するために、予算を増額して計画的に執行すること。土木事務所等の技術職員の増員を計画的に行い、災害復旧事業や公募型公共事業等が計画年度内に執行できる体制をつくること。
- ⑥住民福祉の向上を目的とした府政のあらゆる分野での事業立案や計画づくり、執行体制を企業の利益追求を目的とした「デザインビルド」「公募型プロポーザル」に丸投げすることは、自治体本来の役割を放棄し府職員の専門性とその蓄積を低下させ、過大な税金の支出につながりかねない。このような府政運営は改め、最大限府の責任で執行ができるよう体制を構築すること。
- ⑦府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量の見直しを

行い、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。

- ⑧「北部連携都市構想」や「定住自立圏構想」「コンパクトシティ」「小さな拠点づくり」「学校統廃合」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、すべての地域の住民生活と地域経済の振興、地域づくり等を応援する通り組を支援すること。

## 4 子どもの貧困解決、子育て支援の拡充を

- ①京都府の子どもの貧困について、本格的な実態調査を行い、それをふまえた「子どもの貧困対策推進計画」を抜本的な対策とし、数値目標をはっきり掲げたものに見直すこと。子ども食事の提供、学習支援を行う居場所の整備、中学校給食の完全実施を計画に明記し、市町村を支援すること。
- ②子どもの医療費については通院費 3000 円の負担を無くすこと。第 3 子の保育料を無料にすること。
- ③保育所、学童保育所の増設など市町村の取り組みを支援すること。
- ④児童相談所・一時保護所の増設と老朽施設の改修を行うこと。市町村の専門性を持った人材確保への支援を行うこと。
- ⑤高校就学支援金の所得制限をなくし、高校教育の無償化を国に求めること。「高校生等奨学給付金」の抜本的拡充を国に求めること。また、就・修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑥府の私立高校授業料無償制度をいっそう拡充し、他府県私学への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県本校の通信制高校生も対象とし、生徒への直接助成とすること。私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう国に求めること。

## 5 地域医療の確保、高齢者福祉の拡充、府民の命と健康を守る

- ①地域医療構想の策定にあたっては、国の医療費削減路線に従うのではなく、すべての府民が住み慣れた地域で十分な医療が受けられるよう、病床の確保を行うこと。
- ②地域で不足する医療機能の充実に向け、オール京都体制での医師確保対策を抜本的に強化すること。府立医科大学附属北部医療センターの脳外科医師の増員等救急救命体制の強化を図ること。
- ③年金削減やお年寄りの医療費値上げの撤回を国へ求めるとともに、府老人医療助成制度の自己負担を 1 割に戻すとともに、対象年齢を引き上げ、所得制限を緩和すること。
- ④介護保険制度の連続改悪に反対し、介護の必要なすべての人に必要な介護が提供できるよう、介護保険の利用料・保険料の負担軽減、国庫負担による介護基盤の強化を国に求めること。介護報酬削減の撤回、新総合事業の上限撤廃、市町村の介護予防、高齢者福祉の取り組みを支援すること。

## 6 公立高校の統廃合計画を中止し、どの子も伸びる教育へ、教育条件の整備拡充を

- ①憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長・発達をめざす京都の教育推進をめざすこと。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行わず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。
- ②子どもたちが高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の収容率を高め、どの学校を選んでも格差の

ない豊かな高校教育を保障すること。「中高一貫校」や難関大学をめざす「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改めること。競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。

- ③丹後・口丹通学圏の「特色づくり」や「多様化」による序列化を導く「高校再編・統廃合計画」は白紙に戻すこと。地元で普通科のある地域の高校を残し、小規模でも輝く高校づくりをすすめること。また、通学費負担の軽減をはかること。
- ④特別支援学校に在籍する子どもの増加に伴う対策を講じること。与謝の海・丹波・向日が丘支援学校などの老朽校舎・施設の建て替え計画を明らかにすること。南山城支援学校の大規模・過密解消をめざす新設支援学校開校までの教育環境の改善、教職員の増員をはかること。また、支援学校のスクールバス、給食の民間委託を改めること。医療的ケアが必要な子どもの送迎について、保護者負担の軽減をはかること。

## 分野別要求

### 1 中小企業の下支え・成長支援、正規雇用の拡大で地域循環型経済を

- ①京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人と大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- ②中小企業応援条例の見直しに当たっては、一部の成長産業支援に偏った中身を抜本的に改め、「中小企業憲章」にあるように、「地域経済をけん引する力であり、社会の主役」としての中小企業の位置づけを明確にし、すべての中小企業を支援の対象とすること。
- ③中小企業会館は、資金力の乏しい中小企業団体の活動を保障し、地域経済振興の重要な拠点として、売却することなく耐震補強工事を行い、引き続き存続・発展させること。同時に中小企業会館に入居している団体が、今後建設される経済センターに移転希望した場合は、事務所面積や賃貸料、会議室の確保など現状の条件を維持すること。
- ④西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、庁内横断的な総合的対策を行う対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急な実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の通年化や後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素繊維の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- ⑤2014年に丹後地域の織物業の最低工賃が13年ぶりに引き上げられた。しかし、現場ではその徹底はまだまだ困難がある。府としても、国とも連携しながら、最低工賃の徹底に責任を持って取り組むこと。
- ⑥伝統地場産業の技術や材料の消滅の危機にある業種・業界については、業界の意見を聞き、行政を挙げて対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- ⑦北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの検査機器設備の拡充や、それに見合った技術職員の充実などを進めるとともに、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企

業振興を本格的に行うこと。また、府内全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかって経営支援事業を復活させること。

- ⑧府の行う公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の積極的活用により、仕事確保をはかること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。
- ⑨公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とし、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げる等改善すること。入札の実施にあたっては、共同入札の 30 社以上という制限を改善し、土木事務所単位で実施すること。
- ⑩大型店と大企業の系列店のこれ以上の進出を規制し、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるようにするため、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかり、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑪制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行う仕組みに変えること。中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興をはかること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。また、制度融資利用にあたって、延納等で納税している事業者については、制度融資資格者として、資金需要にこたえられるように改善すること。
- ⑫中小企業あんしん借換融資について、5号の指定業種について前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとでの指定がなされるように国に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。信用保険制度の責任共有制度を撤回するように国に求めること。
- ⑬雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議し、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑭障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- ⑮京都が世界に誇る文化財を維持するための、技能の継承対策を早急に進めること。また、技術継承をすすめるためにも、文化財改修の予算を抜本的に引き上げるよう国に求めるとともに、府としても予算の拡充に努めること。

## 2 TPP批准に反対し、京都の農林水産業の抜本的振興を

- ①「京都府農林水産業振興条例」を制定し、京都の農業、林業、水産業の振興と農山漁村を守る総合的

計画を策定し、抜本的な対策の強化をはかること。京都府農林水産技術センターの専門職員体制の充実、設備の充実をはかること。

- ② コメの価格下落対策のため、過剰米の市場隔離を行ない、少なくとも生産費（16000円／60キロ）を補償し、需給調整に直ちに乗り出すよう、政府に求めること。府独自にもコメの価格保障、所得補償を検討し、とりわけ特裁米、有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。
- ③ コメ直接支払交付金の平成30年度廃止を撤回し、農業委員会の公選制の復活と活動支援の強化をはかるよう国に求めること。また、TPPと同時に狙われている農協改革は、中山間地を支える家族経営と農協そのものを破壊するものである。国に対して農協改革の中止を求めること。
- ④ 農地中間管理機構の運営において、農地の借受・取得は府外大企業でなく、地域の農業者優先ですすめること。
- ⑤ 「京力農場プラン」については、「担い手」として一部の大規模経営者だけでなく、兼業も含めた多様な家族経営、小規模経営についても維持・発展をはかるものにする。農業機械更新については、法人以外にも助成を拡充すること。
- ⑥ 新規就農支援対策については、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策などをはかるとともに、技術支援や販路の拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的に支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- ⑦ 鳥獣被害対策をさらに拡充し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、罠・檻の設置や駆除後の処理に対する助成の引き上げ、モンキー犬育成への補助、狩猟免許取得への支援など、従事者の要望に応えたきめ細かな対策を行うこと。「特定鳥獣保護管理計画」の実施にあたり、科学的で適切な個体管理を行い、シカやイノシシ、クマ等の生息数を正確に調査し、広域振興局ごとに学者や関係者で構成する「鳥獣害対策協議会」を設置すること。鳥獣の生態や有効な大量捕獲技術の研究、確立および普及をすすめること。捕獲処分施設の建設や維持管理、シカ肉活用への支援を強化すること。山林の整備等、生息環境の整備に着手し促進すること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- ⑧ 都市住民に新鮮な野菜を供給する都市近郊農業を守り、振興をはかること。生産緑地制度を拡充し優良農地を守ること。
- ⑨ 中山間地直接支払い制度の積極的活用をはかり、実施状況調査をもとに必要な拡充、改善を政府に求めること。いわゆる「限界集落」をはじめ、存続が危ぶまれる山村集落・地域に対し、一時的な「元気づけ」対策でなく、集落の存続・再生の担い手対策として「命の里」再生事業の拡充、「里の仕事人」の増員・実施年限の延長など抜本的強化をはかること。
- ⑩ ビニールなどの資材や燃料、肥料、飼料、電気料金などの値上がりに対する施策を行うこと。
- ⑪ 飼料の国産自給化、特に飼料用稲の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑫ 外国産木材の輸入規制をはじめ、緊急を要する除・間伐への一層の支援対策、造林経費控除の全額への引き上げを国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援

事業」の「緑の交付金」については、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。

⑬森林の適正な管理に関する条例については、森林災害を未然に防止するため、森林組合への支援や府の職員体制を強化し、森林の実態把握をすすめる、所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。

⑭茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化への支援をいっそう強化すること。

⑮育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。漁業が続けられる魚価の実現のため、価格安定、所得補償を国に求めるとともに、担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。

⑯京都府の漁業の中心を担う定置網について、経営の大きな負担となる網の更新への支援を実施すること。また、漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。

⑰「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかること。市町村ごとの消費者相談窓口への支援強化を行うこと。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に強く求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。

⑱府内市町村でのすべての中学校給食の実施に向けて、農漁業産物の地産地消の観点からも府として支援を行うこと。

⑲国産牛のBSE対策として実施されていた全頭検査の復活を国に求めるとともに、府も全頭検査を復活すること。

### 3 社会保障の改悪に反対し、いのちと暮らしを守る府政を

①特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図ること。介護保険の保険料と利用料・介護施設の給食・部屋代の負担軽減を図るよう国に求め、府独自の負担軽減策を実施すること。地域包括支援センターへの支援を強化し、コミュニティーソーシャルワーカーの配置等を行うこと。介護現場など民間社会福祉施設で働く職員の労働実態を調査し、賃金・労働条件等の改善へ、介護保険とは別建ての恒久的な支援策を国に求めること。

②65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条を廃止するとともに、障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をはかるよう国に求めること。家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。

③「京都府障害のある人もない人も共にいきいきと安心して暮らせる社会づくり条例」については、福祉関係事業所をはじめ企業関係団体、広範な府民に対し、条例の広報啓発を徹底するとともに、障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう体制と運営の充実を図

ること。

- ④京都府南部に障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備すること。京都府立ろう学校に通う児童が居住地の学童保育、児童クラブを利用できるようにすること。盲ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減や自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。
- ⑤地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。
- ⑥京都府福祉医療制度について、所得制限を強化しないこと。重度心身障害児・者医療制度について、療育手帳Bも対象とするなど拡充すること。
- ⑦生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラーの設置費用への支援を行うこと。生活保護の申請権を保障し、府内の市町村の窓口申請用紙を置き、保護の決定については、法定期限の2週間以内に決定するよう助言すること。保護の辞退届けの強要や、実態を無視した就労指導は行わないようにすること。本人の意思を無視したリバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。
- ⑧府内関係機関と連携した自殺対策の強化を行うこと。
- ⑨桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を真摯に行い、指定管理料の引き上げや必要な施設の整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- ⑩国民健康保険の都道府県単位の一元化については、国民健康保険財政への国庫負担を抜本的に増額するよう国に求めるとともに、払える保険料に値下げできるよう市町村への独自支援を強化すること。すべての加入者に保険証を交付するとともに、滞納者へは納付相談を丁寧に行ない、一律的な滞納処分を行わないよう助言すること。無保険者の実態を把握すること。国民健康保険一部負担金減免制度の運用基準については、低所得世帯が対象となるよう改善し、積極的な活用を市町村へ助言すること。保険医療機関における窓口一部負担未回収問題について、財政支援の仕組みを検討するよう国に求めること。
- ⑪後期高齢者医療制度の速やかな廃止と限度額適用認定制度撤廃の撤回、保険料の引き下げをはじめ、70歳から74歳の窓口負担の1割への引き下げを国に求めること。
- ⑫医師養成数の抜本増及び医師確保のため予算増と診療報酬の改善、医師の養成確保計画の策定、不足診療科と医師不足の改善に向けた年次計画の策定を国に求めること。本府としても、地域医療確保のための医師確保計画を策定し、地域医療支援センターを活用し、オール京都の体制で医師不足地域への派遣等緊急支援対策を講じること。
- ⑬民間保険医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- ⑭府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・違法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については、直営に戻し、保育士の処遇を改善すること。府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡

充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。

- ⑮府立洛南病院を全面改築し、医師、看護師などの増員を行うこと。府北部医療センターや公立南丹病院に精神科病床を整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。
- ⑯総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。がん治療薬オプジーボなど高額な薬価を引き下げの見直しを求めること。
- ⑰肝炎対策基法に基づき、患者救済に必要な具体的法整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ⑱難病の患者に対する医療等に関する法律にもとづく医療費の助成については、自己負担をなくし、すべての難病患者を対象とし、長期にわたる治療・療養を支える医療費の助成や医療提供体制の整備など療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めるとともに、府として、特定疾患患者への申請書料・診断書料・交通費など支援策を復活させること。また、20歳を超えた特定疾患患者への支援など、難病対象事業適用までの間、府独自支援策を検討するなど、独自の難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場にたった難病相談活動事業の拡充をすすめること。脳脊髄液減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
- ⑲高次脳機能障害支援について専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医療機関の整備拡充を行うこと。府北部にも高次脳機能障害支援センターを整備すること。
- ⑳人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策の推進をはかること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における、透析患者の受け入れ体制の構築をはかること。
- ㉑「周産期医療情報システム」の充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、舞鶴医療センターに産婦人科医を早急に増員し、周産期医療サブセンターとしての機能を回復させること。府南部地域など府内医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU 後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ㉒「妊婦健康診査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- ㉓アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、養護教諭、保育士などに対してアレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修の充実など、積極的な人材育成を行うこと。

## 4 貧困から子どもを守り、ゆきとどいた教育を

- ①国会が全会一致で決議した「小中学校の35人学級の全学年実施」について、国に対して早期実施を求めるとともに、少人数学級を推進すること。高校でも同様に、35人学級を早期に実施し、少人数の学級編成をめざすこと。引き続き、30人学級の実現をめざすこと。

- ②「京都式少人数教育」を見直し、少人数の学級編成をめざすこと。また、「できる子」「できない子」にふり分けする習熟度別授業をやめること。
- ③競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。京都府独自の「学力診断テスト」を見直し、子どもたちへのケアを手厚くし、本来の学力形成をすすめること。
- ④いじめや不登校・学級崩壊などの教育困難や、子どもの育ちや貧困などに対応できるスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの全校配置をはじめ、学校現場の支援・相談などの体制を強めること。
- ⑤子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由の尊重、管理的な校則や指導の見直しをはかること。「体罰」をはじめ、すべての暴力を学校からなくすよう指導すること。
- ⑥正規の教職員を増やし、小学校「6学級」校の配当基準の改善や専科教育の実施など、教職員配当基準を改善すること。養護教員・事務職員の複数配置、専任の司書の全校配置を支援すること。
- ⑦地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、安全面の不安などにつながるとともに、教育予算削減のための一方的な学校統廃合に反対し、小規模校を残す支援を行なうこと。
- ⑧義務教育無償の原則に基づき、給食費、副教材などの学校徴収金の公費負担など、保護者負担の軽減に努めること。就学援助制度を拡充し、利用しやすい制度に向け市町村を支援すること。
- ⑨安全で豊かな、全員制のあたたかい学校給食をすべての小中学校で実施できるよう、市町村に対して財政措置も含めた支援制度を創設すること。食育の充実に欠かせない栄養教諭の全校配置をすすめること。
- ⑩障害の複雑化に対応する特別支援学級の教員増などの条件整備、通級指導教室の教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化など、国に求めるとともに府独自でも必要な条件整備をはかること。
- ⑪府立学校の耐震工事やバリアフリー化、老朽校舎の改修をはかること。子どもへの防災教育（原発・放射能被害など）をすすめ、通学路の安全対策を強化すること。
- ⑫主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、主権者として批判的に政治や社会の問題を考え行動して、よりよい主権者として成長することをめざすこと。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- ⑬憲法 19 条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。
- ⑭同和奨学金償還対策事業は廃止すること。また、「人権」に名を借りた時代遅れの「同和啓発」「同和研修」はきっぱり廃止すること。
- ⑮公立大学の自治と学問の自由を守るとともに、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。また、老朽校舎・施設の整備を急ぎ、学生への授業料減免措置を拡充すること。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- ⑯文化・芸術、スポーツや社会教育に関わる府民利用施設は、計画的に整備・充実をすすめ、府民が気軽に利用できる安価な施設利用料、駐車料金とすること。小・中・高校や支援学校等の子どもたちを対象とする舞台公演や鑑賞創作活動などへの支援事業を抜本的に拡充すること。

## 5 原発ゼロで再生可能エネルギーの推進、環境対策の抜本的強化を

- ①京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）については、30 kmの範囲に限定せず、府内全体

を対象とするなど、さらなる見直しを行うこと。原子力災害の避難訓練については、複合災害や実際の困難な状況を想定し、実効性のある取り組みとなるよう改善をはかること。資機材・体制の整備に市町村とも協力し万全を期すなど、府の責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。

- ②東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちに対し、府営住宅への入居の継続・甲状腺エコーや血液検査も含む健康管理調査の実施、訪問相談体制の充実、年末・年始の見舞金支給、帰省・帰郷のための交通費負担など、支援を強化すること。
- ③初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をはかること。そのための必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。ヨウ素剤については、UPZ地域内での事前配布をすすめること。
- ④原発に頼らず低炭素型エネルギー構造への転換を進めるため、再生可能エネルギーを府の基幹産業として位置付け、中小企業と地域経済の活性化につなげること。飛躍的普及へ太陽光パネル発電の目標達成、地域内に存在するエネルギーを積極的に活用すること。
- ⑤太陽光、太陽熱、風力、洋上風力、地熱、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの普及・促進のため、専門の部署を設置し、市町村と協力して推進すること。
- ⑥太陽光パネル等の設置については、環境アセスや建築基準法を遵守するとともに、周辺近隣への環境配慮し、利益最優先とならないよう指導すること。南山城村メガソーラー計画については、環境影響評価条例の改正の規定を適用して指導すること。
- ⑦発電と送配電事業の分離、電力事業者の小規模分散化、消費者の電源の選択の保障、電力に関するエネルギーや環境のルール、再生可能エネルギー優先のアクセス原則、固定価格買い取り制度の充実などを国と電力事業者に求めること。
- ⑧「地球温暖化対策推進計画」の2011年度以降の温室効果ガス排出量削減目標と計画は、原発の稼働を前提とせず見直しを行うこと。市町村に対し積極的取り組みを援助し、温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するよう支援すること。
- ⑨化石燃料依存の発電は当面最小限にし、電力確保とCO<sub>2</sub>カットの両面から取り組むこと。大規模排出事業者の大幅削減に向けた協定締結やキャップ・アンド・トレード方式の導入を早急に実施すること。
- ⑩府域での温室効果ガスの削減に逆行する、年間860万トンものCO<sub>2</sub>を排出する舞鶴石炭火力発電所の1・2号機の操業停止を関電に求めること。発電所等のCO<sub>2</sub>排出は、EU等と同じく直接排出量でカウントするよう国に改善を求めること。また、府独自にも関西電力をはじめ府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ⑪産業廃棄物の不法投棄を根絶させるために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取ること。
- ⑫城陽の山砂利採取跡地に搬入された産廃は完全に撤去させること。採取地の井戸から水銀等汚染物質の検出が続き住民の不安が高まっている。汚染原因の究明を進めるなど地下水汚染対策を強化すること。汚染土壌は覆土ではなく完全に撤去すること。運搬や防除等については、周辺住民の安全・安心を第一に万全の対策を講じること。また、法令、条例の厳守を業者に徹底するとともに、職員体制を強化し再発防止をはかること。

- ⑬ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- ⑭天ヶ瀬ダム再開発トンネル工事の掘削土から砒素・鉛、木幡池の導水路掘削土から砒素と、有害物質の検出が相次いでいる。国、自治体の工事等の環境対策を強化すること。
- ⑮ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑯アスベスト被災の責任と被災者救済への補償を国に求めること。国の石綿飛散防止対策の規制強化に伴い、「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物の解体・改修を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない現場への立ち入り等を実施し、解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する府補助制度を創設すること。
- ⑰中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかること。
- ⑱「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑲海岸への漂着ゴミの対策を強化すること。

## 6 地震対策と豪雨対策を強化し災害に強い安心安全な京都のまちづくりを

- ①発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。南海トラフ巨大地震の市町村別の被害想定を周知をはかること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- ②迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、消防救急無線のデジタル化等市町村の防災対策を支援すること。また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- ③学校・公共施設、幼稚園・保育所等児童福祉施設、病院・特養等医療・介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。
- ④淀川水系河川整備計画は、多くの専門家、流域住民の反対意見を押し切って策定されたが、天ヶ瀬ダムの1500トン放流などによって宇治川堤防の決壊、内水氾濫の危険性がある。また、景観、環境、府営水道等に大きな影響を及ぼす事業であり工事費膨張と工期再延長等の問題がある天ヶ瀬ダム再開発の中止、計画の見直しを国に求めること。大戸川ダムの建設再開は行わず中止すること。
- ⑤由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を強力に国に働きかけるとともに、減少している河川改修予算の増額をはかり、府管理河川の整備を急ぐこと。また、ダムは、操作・運用は、予備放流の適切な実施など洪水対策に万全を期すこと。内水氾濫防止に向け、中小河川の内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じること。

- ⑥住民の理解のもと土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム、治山ダム等の整備をすすめ、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、流木等の防止対策を抜本的に強化すること。
- ⑦舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑧被災者生活再建支援制度の拡充を国に求めるとともに、本府の被災者住宅再建支援事業は、小規模災害も対象とするなど拡充すること。また、グループ助成を適用するなど中小企業・農業再建支援事業等を拡充し、恒久化すること。
- ⑨新名神高速道路（大津～城陽間、八幡～高槻間）の建設中止を国に求めること。
- ⑩高速道路とそのアクセス道路建設優先の道路政策を改め、府民の生活と地域経済に結びついた生活関連道路の建設・整備優先に切りかえること。とくに、国道163号、178号、307号、312号等の危険箇所の解消、歩行者安全対策を緊急に行うこと。
- ⑪鉄道駅のバリアフリー化やエレベーターの設置、駅の老朽化対応などを、関係市町村、鉄道事業者と連携し整備を急ぐこと。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化事業促進、JR片町線、山陰本線、関西本線の利便性向上への対策を進めること。生活道路として利用しているJRの踏切を廃止しないよう対策を講じること。
- ⑫府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。複数の保証人の見直し、入居基準の緩和を進めること。すべての府営住宅のエレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の近代化を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた長期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費の徴収の在り方を見直すこと。府営住宅の建設から管理運営までを大手企業の営利に委ねるPFI手法の導入はやめること。
- ⑬地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
- ⑭マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充をはかるとともに、管理組合の育成・援助、大規模修理に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ⑮世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかること。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。

## 7 憲法と地方自治法にもとづく府民主役の府政に転換を

- ①関西広域連合は、廃止も含めた見直しの検討を行うこと。大企業・特定企業を優遇支援する「関西イノベーション」や「国家戦略総合特区」など、関西財界主導の運営や大企業の利益優先の事業展開を改めること。危険な原発の再稼働推進、カジノ誘致や地方自治破壊の「道州制」につながる検討など、設立当初の事業分野にも府民の利益にも反する事業拡大をやめること。国出先機関の地方移管は、国の責任と役割をあいまいにするものであり、移管を求める取り組みをやめること。
- ②京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、『納税緩和措置』を活用するよう求

めること。府や市町村の課税自主権を侵害する法人関係税などの「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。

- ③「武器輸出三原則」が廃止され、外国への武器輸出に踏み出していることは憲法9条に違反するものであり、ただちに撤回するよう求めること。核密約の徹底究明、「非核三原則」の厳守と「核抑止力」論からの脱却を国に求めるとともに、非核京都府宣言を行い、核兵器廃絶を世界に発信すること。舞鶴港の軍事的利用拡大は認めず、平和の港として発展させること。米艦船等の入港に対し、非核証明書の提出を求めること。被爆健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- ④周辺住民に不安を与える自衛隊の実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、さらに府民を巻き込むヘリコプターや艦船への試乗、学校等での現職自衛官の講演については、その中止を求めること。自衛隊の府職員研修をやめること。
- ⑤消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの処遇改善に取り組むこと。
- ⑥京都市衛生環境研究所との合築が進められている京都府保健環境研究所については、これまでの役割と機能をさらに充実させ、府民の健康と環境を守る拠点となるように充実をはかること。